

支援者向け出張研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、君津地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という）が、地域リハビリテーション実施機関の支援、地域のリハビリテーション施設等における従事者への援助、地域レベルでの関係団体（患者・家族の会、ボランティアグループなど）の支援者への支援として支援者向け出張研修を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 支援者向け出張研修は、君津地域（木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市）に住所を有する市民、民間団体、事業所、公共機関等（以下「団体等」という。）が開催する、概ね10名以上の受講者がいる会合、研修会等（以下「研修会等」という。）を対象として行う。

(研修の内容等)

第3条 支援者向け出張研修は、広域支援センター担当者または千葉県から指定を受けた「ちば地域リハ・パートナー」（以下「リハ・パートナー」）の職員が前条に規定する研修会等に出向いて行うものとし、研修の内容は、広域支援センターが別に定め公表する。

(開催日時)

第4条 支援者向け出張研修の開催日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日を除いた日とし、開催時間は午後1時から午後5時15分までのうちの2時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、リハ・パートナー職員を派遣する場合の開催日及び開催時間は当事者間で協議のうえ決定する

(申込等)

第5条 支援者向け出張研修を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として当該団体等が主催する集会等を開催しようとする日の30日前までに支援者向け出張研修申込書（別記第1号様式）を広域

支援センターに提出しなければならない。

2 支援者向け出張研修の受講に係る会場については、申込者の責任において用意するものとする。

(決定)

第6条 広域支援センターは、前条第1項の申込があったときは、受講の可否を決定し、支援者向け出張研修決定（否決）通知書により申込者に通知するものとする。

(研修の制限)

第7条 広域支援センターは、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援者向け出張研修を実施しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2) 特定の政党、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。

(3) 支援者向け出張研修の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(派遣費用)

第8条 費用支給等に関しては当事者間で協議のうえ決定する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広域支援センターが別に定める。